

証券コード 3241
2024年3月12日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号
株 式 会 社 ウ イ ル
代表取締役社長 坂 根 勝 幸

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.wills.co.jp/ir/notice/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウィル」または「コード」に当社証券コード「3241」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」に従い、2024年3月26日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後7時）までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日（木曜日）午後1時
（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番39号
当社3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第29期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- ・議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. 書面交付請求による交付書面における記載省略事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

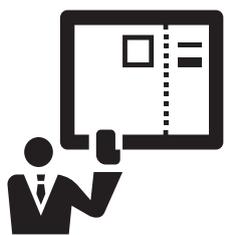
株主総会にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

法令に基づき書面交付請求をいただいた株主様には、本株主総会招集ご通知を書面にて交付いたします。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議ご通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



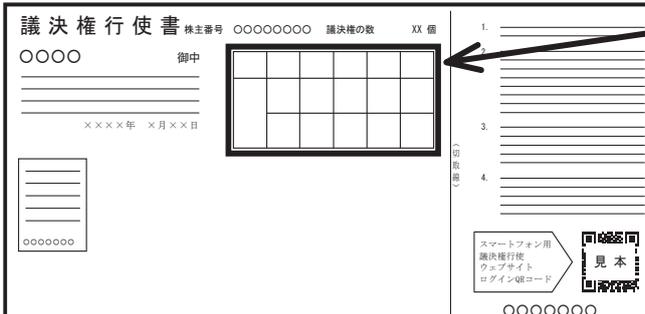
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <hr/> <p>2024年3月28日(木曜日) 午後1時</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年3月26日(火曜日) 午後7時入力完了分まで</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2024年3月26日(火曜日) 午後7時到着分まで</p>
---	---	--

議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第3・第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対の場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

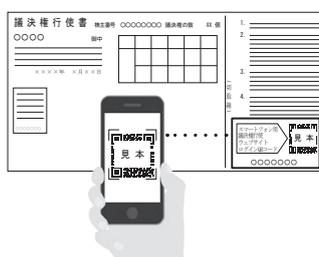
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

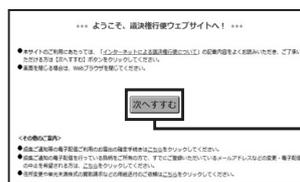
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、行動制限の撤廃や入国制限緩和により個人消費の回復や雇用・所得環境の改善がみられ、持ち直しの傾向がみられました。一方で、各国中央銀行の金融引き締め政策や、地政学リスクの顕在化に伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰は継続しており、依然として経済全体の先行きは不透明な状況が続いております。

不動産関連業界におきましては、日本銀行による金融緩和の縮小懸念等はあるものの、住宅ローンの低金利環境や各住宅取得支援策は継続しており、実需の住宅取引は堅調に推移いたしました。しかし、一部の都市圏において不動産価格の断続的な上昇や建築資材・住宅設備の値上がりによる影響が顕在化しており、消費マインドの低下が懸念されております。なお、営業エリアにおける当期の中古住宅の成約件数について、兵庫県・大阪府では前期比0.2%減少（近畿レイنز調べ）、愛知県では同4.1%減少（中部レイنز調べ）、東京都では同2.1%増加（東日本レイنز調べ）となりました。

このような経営環境のなかで当社グループにおきましては、フィービジネスとリフォームの連携強化（収益面）、開発分譲事業の推進（事業規模の拡大）など、ワンストップ体制のシナジー最大化戦略に注力することで、持続的成長と高収益な事業基盤の強化に取り組みました。

まず、流通事業においては、営業エリアが拡大するなか、自社サイトをはじめとしたネット集客の強化策が奏功し、住宅を購入されるお客様からのお問い合わせ件数が前期比11.8%、購入の成約件数が同12.5%それぞれ増加いたしました。そのうえで、流通事業での中古住宅の取扱件数も同13.3%増加し、ワンストップサービスの提案機会が増加した結果、収益性の高い「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移いたしました。また、開発分譲事業においては、大阪府池田市や兵庫県伊丹市をはじめとした複数の戸建プロジェクトの販売・引渡しが当初計画を上回り、売上高を牽引いたしました。

そのようななか、賃上げ実施や採用予定人数の増加等の人的資源への投資をはじめ、2024年度以降の出店準備や業務効率の向上を目的とした設備投資など、会社の持続的成長を見据えた先行投資を実施しております。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高11,552百万円（前期比22.0%増）、営業利益998百万円（同8.6%増）、経常利益930百万円（同7.3%増）となり、売上高については7期連続、営業利益と経常利益については5期連続で過去最高を更新いたしました。また、取締役会長 伊知地俊人の退任に伴う創業者功労金相当額200百万円を特別損失として計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は521百万円（同12.4%減）となりました。

報告セグメントの概況は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減率 (%)
流通事業	2,690	22.5	21.0
リフォーム事業	2,223	18.6	12.9
開発分譲事業	6,355	53.2	26.6
賃貸事業	250	2.1	8.2
不動産取引派生事業	171	1.4	2.4
その他	263	2.2	16.6
合計	11,953	100.0	21.5

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めておりません。

流通事業におきましては、売却物件の獲得に注力したことにより、売却の成約件数も前期比13.5%増加いたしました。また、東京圏での店舗展開の影響もあり、購入に関する手数料単価が同4.1%、売却に関する手数料単価が同9.0%それぞれ増加いたしました。この結果、売上高は2,690百万円（前期比21.0%増）、営業利益は674百万円（同13.1%増）となり、売上高と営業利益の過去最高を更新いたしました。

リフォーム事業におきましては、流通事業の中古物件の取扱件数が増加したことや、住宅購入の検討段階から積極的にリフォーム担当が同席して提案をする営業戦術が奏功するなど、「中古×リフォーム×FP」の引渡件数も前期比7.8%増加いたしました。なお、2023年12月末の受注残高は574百万円（同23.9%減）となりました。この結果、売上高は2,223百万円（前期比12.9%増）、営業利益は377百万円（同10.1%増）となり、売上高の過去最高を更新いたしました。

開発分譲事業におきましては、用地取得費用や原材料価格の高騰を背景として新築戸建の販売価格が上昇するなか、製販一体の連携強化による付加価値向上に努めた結果、自社分譲物件等の契約件数が前期比17.6%増加いたしました。一方、一部の販売用不動産の販売価格を見直し、在庫回転率の向上に努めました。この結果、売上高は6,355百万円（前期比26.6%増）、営業利益は334百万円（同4.3%減）となり、売上高の過去最高を更新いたしました。

賃貸事業におきましては、商業施設（兵庫県宝塚市）のテナント誘致や、シェアハウス（兵庫県西宮市）の入居募集に取り組みました。この結果、売上高は250百万円（前期比8.2%増）、営業利益は7百万円（同29.8%増）となりました。

不動産取引派生事業におきましては、流通店舗の増加に伴う取扱件数増加を主な要因とし、住宅ローン事務代行手数料の売上高が前期比12.4%増加いたしました。一方で、2022年10月より火災保険の最長契約期間が10年から5年に短縮されたことに伴い、損害保険代理店手数料は同21.5%減少いたしました。この結果、売上高は171百万円（前期比2.4%増）、営業利益は80百万円（同0.3%減）となりました。

その他の事業におきましては、経営コンサルティング業務を行う「ウィルスタジオ」において、新卒採用コンサルティングを中心に受注件数が伸長し、売上高が前期比14.8%増加いたしました。また、人事コンサルティング業務を行う「部活のみかた」においても就活イベントへの参加企業が過去最高数となり、売上高は同25.2%増加いたしました。この結果、売上高は263百万円（前期比16.6%増）、営業利益は78百万円（同36.5%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は93百万円であります。その主なものは、2023年1月に開設した自由が丘営業所及び二子玉川営業所の改装費用等55百万円、AI住まい提案の新機能に関する開発費用等14百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、開発分譲事業の新規プロジェクト等の運転資金に充当するため、金融機関より3,701百万円の短期借入金、並びに財務基盤の強化と機動的な分譲用地の仕入等を目的に、金融機関より918百万円の長期借入金と社債の発行により1,460百万円を調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 26 期 (2020年12月期)	第 27 期 (2021年12月期)	第 28 期 (2022年12月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (百万円)	7,957	8,681	9,469	11,552
経 常 利 益 (百万円)	670	802	867	930
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	463	577	594	521
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	40.87	50.90	52.44	45.77
総 資 産 (百万円)	9,537	12,150	13,427	14,390
純 資 産 (百万円)	3,233	3,658	4,086	4,448
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	282.53	319.93	357.09	387.68

- (注) 1. 第26期においては、中部圏で流通店舗を2店舗出店し、事業エリア拡大が加速いたしました。更に、新築戸建分譲において、ターゲット層への効果的な訴求により早期完売を実現し、事業規模の拡大とともに利益面も過去最高を更新いたしました。
2. 第27期においては、中部圏で流通店舗を2店舗出店するなど、ドミナント戦略の効果が相乗的に出始め、収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移しました。併せて、新築戸建分譲において、製販一体の連携強化により販売が好調に推移しました。これらの結果、事業規模の拡大とともに利益面も過去最高を更新いたしました。
3. 第28期においては、東京圏に流通店舗を出店することで事業エリアを拡大するなど、店舗数の増加に伴って収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移しました。また、新築戸建分譲において、自社プロデュース物件の販売が好調に推移しました。これらの結果、事業規模の拡大とともに利益面も過去最高を更新いたしました。
4. 第29期（当連結会計年度）においては、東京圏で流通店舗の増加等により、収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移しました。更に、開発分譲事業において、複数の戸建プロジェクトの販売・引渡しが計画以上に推移しました。これらの結果、売上高、営業利益及び経常利益の過去最高を更新いたしました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、創業者功労金の贈呈に伴う特別損失を計上しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社岡本俊人	1百万円	57.38%	有価証券の保有

② 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
株式会社ウィル空間デザイン	100.0%	リフォーム事業
株式会社リノウエスト	100.0%	開発分譲事業
株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ	100.0%	ファイナンシャルプランニング業務
株式会社ウィルスタジオ	100.0%	コンサルティング業務、広告制作業務
株式会社部活のみかた	100.0%	人事コンサルティング業務

(4) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しといたしましては、経済活動の正常化により緩やかな回復基調となることが期待されますが、継続する地政学リスクや物価高騰等に加え、日本を含めた主要国の金融政策の見通しは困難な状況となっており、経済見通しに不確実性が高まると想定しております。

このような経営環境において、当社グループにおきましては、外的環境の影響リスクを保守的に評価しながら、ワンストップ体制のシナジー最大化戦略により収益力を強化するとともに、開発分譲事業の供給戸数増加により事業規模の拡大を同時に目指してまいります。

① 主要事業領域における競争力強化

経済活動が活発な三大都市圏において、「住まい・暮らし」をキーワードとした「人生に関わる総合サービス企業」を目指すという理念のもと、不動産事業を中心としたサービスの幅を広げていくことを基本的なスタンスとし、流通事業をはじめリフォーム事業、開発分譲事業等の不動産関連事業の競争力強化を図ってまいります。具体的な戦略は以下のとおりであります。

イ. 流通事業を軸とした事業基盤の強化

当社グループは、顧客に対する「住まいのワンストップサービス」を提供するうえで、流通事業を事業戦略上の要と位置付けており、三大都市圏の重点エリアに出店してまいります。各出店地域でのシェア獲得・向上を目指すなか、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客層別の志向等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、各事業へ適時適切に活用することで事業基盤の強化を図ってまいります。

また、不動産を購入されるお客様に対し「平日会員サービス（仲介手数料の30%のキャッシュバックサービス）」を、売却されるお客様に対しては「期間報酬制度（契約成立時期に応じて仲介手数料が最大半額）」等、当社独自のサービスを訴求することで、営業稼働率の向上及び同業他社との差別化を図ってまいります。

ロ. リフォーム事業における事業基盤の安定

当社グループは、あらゆる販売窓口へ来店されたお客様に対し、「住まいのワンストップサービス」の提供を実践しており、そのなかでも、流通事業の店舗で展開しております中古住宅の購入と同時にリフォームを行うという提案は、お客様からの支持も厚く、高いシナジーを生んでおります。

また、優良な中古住宅のストックを活用した住環境の整備を目指し、中古住宅及びリフォーム市場への国策も強化されております。このような環境を背景に、流通事業との連携強化を図るとともに、営業エリアの拡大並びに取扱件数の増加に対応できる施工管理体制を構築し、中古住宅・リフォーム市場におけるリーディングカンパニーを目指してまいります。

ハ. 開発分譲事業における財務リスクの低減と物件力の強化

フィービジネス及びリフォーム事業による安定した収益基盤を構築することにより、財務体質の強化を図る前提のもと、金利動向や仕入価格の高騰などのリスクを許容範囲内に抑えながら、地域ごとの需要に合わせた戸建分譲開発を推進してまいります。そのため、流通事業の店舗展開により収集・把握した地域ごとの生活スタイル及び不動産情報を開発用地選定、物件企画及び販売計画に至るまで反映させ、顧客ニーズを的確に捉えた物件創りに製販一体の組織体制で徹し、差別化を図ってまいります。

② 人材の獲得と育成

当社グループは、今後の事業の継続的な成長を実現するために、原則として、当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒及び第二新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。近年激化する採用市場において、従来型の受動的な採用手法から脱却し、既存資産（事業・人材）を活用したダイレクトリクルーティングにより、優秀な人材へ能動的にアプローチしてまいります。

また、社員一人ひとりの営業スキル、ノウハウを向上させ、お客様からの信頼を得ることをテーマとして、研修制度の充実により人材育成を図るとともに、各事業の管理職層の強化にも努め、経営判断のスピードアップを図ってまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

更なる業容拡大、企業価値向上を目指すために、企業倫理・コンプライアンスについて全役職員が共通の認識を持ち、一人ひとりが的確で公正な意思決定を行う風土を醸成する仕組みを整備してまいります。特に、宅地建物取引業法、建築基準法等の関係法令については最新の動向を常に把握し遵守に努めてまいります。また、株式上場企業として、内部者取引にかかる情報管理・売買管理体制の周知・徹底を図ってまいります。

④ 資金調達が多様化

開発分譲事業の事業戦略並びに流通店舗の新規出店など、想定される様々な資金需要に対して、資金調達手段の多様化を図ることにより、適時適切な資金調達を実現し、今後の事業展開を円滑に進めてまいります。また、強固な収益基盤及び財務体質の向上をもとに、借入コストの低減にも同時に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

当社グループは、流通事業、リフォーム事業、開発分譲事業、賃貸事業及び不動産取引派生事業を主な事業としております。

当社グループの各事業の内容は、次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
流通事業	不動産の売買仲介等を行っております。
リフォーム事業	中古住宅のリフォームや家具の提案及びリフォーム工事等の請負業務を行っております。
開発分譲事業	戸建住宅、宅地等の企画・開発・販売業務を行っております。
賃貸事業	テナント用事業用地、商業施設やシェアハウス等を所有し、運営及び賃貸業務等を行っております。
不動産取引派生事業	他の事業から派生し、主に不動産購入者に対し、住宅ローンの事務代行、損害保険及び生命保険の紹介業務などのファイナンスプランニング業務、並びに引越業者・什器設備等の紹介業務を行っております。また、販売物件の商品企画及び広告制作業務等を行っております。

(6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	兵庫県宝塚市
宝 塚 本 店	兵庫県宝塚市
岡 本 営 業 所	神戸市東灘区
西 宮 営 業 所	兵庫県西宮市
塚 口 営 業 所	兵庫県尼崎市
伊 丹 営 業 所	兵庫県伊丹市
川 西 営 業 所	兵庫県川西市
箕 面 営 業 所	大阪府箕面市
豊 中 営 業 所	大阪府豊中市
江 坂 営 業 所	大阪府吹田市
茨 木 営 業 所	大阪府茨木市
高 槻 営 業 所	大阪府高槻市
覚 王 山 営 業 所	名古屋市千種区
藤 が 丘 営 業 所	名古屋市名東区
御 器 所 営 業 所	名古屋市昭和区
久 屋 大 通 営 業 所	名古屋市東区
新 瑞 橋 営 業 所	名古屋市瑞穂区
大 曾 根 営 業 所	名古屋市北区
恵 比 寿 営 業 所	東京都渋谷区
自 由 が 丘 営 業 所	東京都目黒区
二 子 玉 川 営 業 所	東京都世田谷区

(注) 自由が丘営業所及び二子玉川営業所は2023年1月より営業を開始しております。

② 子会社

株 式 会 社 ウ ィ ル 空 間 デ ザ イ ン	兵庫県宝塚市
株 式 会 社 リ ノ ウ エ ス ト	兵庫県宝塚市
株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ	兵庫県宝塚市
株 式 会 社 ウ ィ ル ス タ ジ オ	兵庫県宝塚市
株 式 会 社 部 活 の み か た	兵庫県宝塚市

(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
流通事業	122 (47) 名	18名増 (7名増)
リフォーム事業	29 (3)	1名減 (－)
開発分譲事業 賃貸事業	22 (2)	2名増 (1名増)
不動産取引派生事業	10 (2)	1名減 (－)
その他	14 (－)	－ (5名減)
全社 (共通)	32 (8)	3名増 (－)
合計	229 (62)	21名増 (3名増)

- (注) 1. 臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて21名増加したのは、定期採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167 (55) 名	21名増 (2名増)	29.7歳	6.3年

- (注) 1. 臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて21名増加したのは、定期採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,161百万円
株式会社関西みらい銀行	1,066
株式会社みずほ銀行	955
株式会社三井住友銀行	737
株式会社中国銀行	472

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 40,000,000株

② 発行済株式の総数 11,435,000株

(注) ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は60,000株増加しております。

③ 株主数 4,219名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社岡本俊人	6,556千株	57.34%
ウィル従業員持株会	755千株	6.61%
岡田洋子	203千株	1.78%
友野泉	157千株	1.38%
宮前いずみ	157千株	1.38%
包賢	112千株	0.98%
町田泰則	80千株	0.70%
佐藤慎二郎	71千株	0.62%
加藤泰正	70千株	0.61%
坂根勝幸	67千株	0.59%

(注) 持株比率は自己株式 (66株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2015年3月27日
新株予約権の数		1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式150,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		金銭の払込みを要しないものとする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり29,800円 (1株当たり298円)
権利行使期間		2017年12月1日から 2025年3月26日まで
新株予約権の行使の条件		(注) 1、2
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数450個 目的となる株式数45,000株 保有者数2名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

- イ. 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - ロ. 新株予約権の相続はこれを認めない。
 - ハ. その他権利行使の条件は、2015年3月27日開催の当社第20回定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社 長	坂 根 勝 幸	株式会社ウィル空間デザイン取締役 株式会社リノウエスト取締役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケー ションズ取締役 株式会社ウィルスタジオ取締役 株式会社部活のみかた代表取締役
取 締 役	友 野 泉	株式会社ウィル空間デザイン取締役 株式会社リノウエスト取締役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケー ションズ代表取締役 株式会社ウィルスタジオ取締役 株式会社部活のみかた取締役
取 締 役	佐 藤 慎 二 郎	株式会社ウィル空間デザイン代表取締役 株式会社リノウエスト代表取締役 株式会社部活のみかた取締役
取 締 役	奥 田 哲 久	社会保険労務士
取 締 役	田 中 豪	公認会計士・税理士
常勤監査役	宮 前 い ず み	株式会社ウィル空間デザイン監査役 株式会社リノウエスト監査役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケー ションズ監査役 株式会社ウィルスタジオ監査役 株式会社部活のみかた監査役
監 査 役	垂 谷 保 明	公認会計士・税理士
監 査 役	赤 澤 敬 之	弁護士

- (注) 1. 取締役奥田哲久氏及び取締役田中豪氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役垂谷保明氏及び監査役赤澤敬之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役垂谷保明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役及び社外監査役に関する重要な兼職の状況は、後記⑥の社外役員に関する事項に記載しております。

5. 2023年10月1日をもって、伊知地俊人氏は取締役会長を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社岡本俊人代表取締役、株式会社リノウエスト取締役、株式会社イチケン社外取締役でありました。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、社外取締役及び社外監査役の全員を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の 員数(名)
		基本報酬	ストック・ オプション	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	88 (2)	88 (2)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23 (7)	23 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	112 (9)	112 (9)	— (—)	— (—)	9 (4)

(注) 1. 上表には、2023年10月1日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記のほか、2024年3月28日開催の第29回定時株主総会において付議いたします「第4号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件」が承認可決された場合には、創業者功労金を以下のとおり支給する予定であります。

- ・取締役1名 200百万円

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年7月4日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年3月27日開催の第20回定時株主総会において年額40百万円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。

監査役の報酬限度額は、2003年7月4日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

また、上記の報酬枠内にて、2015年3月27日開催の第20回定時株主総会において年額10百万円の範囲で報酬として新株予約権を付与することについても決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は、1名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役坂根勝幸氏に対し各取締役の報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	奥田哲久	株式会社J-STATION 代表取締役
取締役	田中豪	田中公認会計士事務所 代表 株式会社スーパーツール 社外取締役（監査等委員） 船場中央税理士法人 パートナー
監査役	垂谷保明	開成公認会計士共同事務所 共同代表 住友電設株式会社 社外監査役
監査役	赤澤敬之	赤沢・井奥法律事務所 代表

(注) 当社と上記兼職先全てとの間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 奥田哲久	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。 企業経営の経験と特定社会保険労務士としての専門知識に基づき、経営体制などに関する助言・提言を行うほか、取締役会の意思決定の適正性に対し必要な発言を適宜行っております。
取締役 田中豪	当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての専門知識に基づき、業務執行などに関する助言・提言を行うほか、取締役会の意思決定の適正性に対し必要な発言を適宜行っております。
監査役 垂谷保明	当事業年度に開催された取締役会18回全て及び監査役会12回全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての見識に基づき、主として会計の専門家としての見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 赤澤敬之	当事業年度に開催された取締役会18回全て及び監査役会12回全てに出席いたしました。 弁護士としての見識に基づき、主として法律の専門家としての見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の支払はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

イ. 処分対象

太陽有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

ハ. 処分の理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽がないものと証明したため。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	8,824	流動負債	4,110
現金及び預金	2,818	買掛金	438
売掛金	661	短期借入金	1,397
販売用不動産	2,801	1年内償還予定の債	543
未成工事支出金	2,388	社	
未成業務支出金	1	1年内返済予定の債	675
商品及び製品	16	長期借入金	
その他	136	未払法人税等	174
固定資産	5,530	役員退職慰労引当金	200
有形固定資産	4,996	その他	680
建物及び構築物	783	固定負債	5,831
機械装置及び運搬具	0	社債	1,793
土地	3,099	長期借入金	3,933
信託建物	393	その他	104
信託土地	699		
リース資産	2	負債合計	9,941
建設仮勘定	0	純 資 産 の 部	
その他	17	株主資本	4,433
無形固定資産	45	資本金	297
のれん	13	資本剰余金	217
その他	31	利益剰余金	3,917
投資その他の資産	489	自己株式	△0
長期貸付金	12	新株予約権	15
繰延税金資産	199		
その他	276	純資産合計	4,448
繰延資産	35		
その他	35	負債純資産合計	14,390
資産合計	14,390		

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2023年1月1日から
2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		11,552
売 上 原 価		9,739
売 上 総 利 益		1,812
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		814
営 業 利 益		998
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
受 取 家 賃	5	
助 成 金 収 入 等	9	
そ の 他	7	22
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	57	
そ の 他	32	90
経 常 利 益		930
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	200	200
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		730
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	279	
法 人 税 等 調 整 額	△70	208
当 期 純 利 益		521
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		521

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,481	流 動 負 債	1,761
現金及び預金	1,268	買 掛 金	30
売 掛 金	375	短 期 借 入 金	38
販売用不動産	1,207	1年内償還予定の債	408
未成工事支出金	1,498	1年内返済予定の債	478
そ の 他	130	長 期 借 入 金	309
固 定 資 産	5,499	未 払 費 用	74
有 形 固 定 資 産	4,907	未 払 法 人 税 等	74
建 物	722	役員退職慰労引当金	200
構 築 物	14	そ の 他	222
機 械 及 び 装 置	0	固 定 負 債	6,487
車 両 運 搬 具	0	社 債	1,181
工 具 、 器 具 及 び 備 品	17	長 期 借 入 金	5,202
土 地	3,055	リ ー ス 債 務	0
信 託 建 物	396	そ の 他	103
信 託 土 地	699	負 債 合 計	8,249
リ ー ス 資 産	2	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	0	株 主 資 本	1,737
無 形 固 定 資 産	23	資 本 金	297
ソ フ ト ウ ェ ア	23	資 本 剰 余 金	217
投 資 そ の 他 の 資 産	569	資 本 準 備 金	217
関 係 会 社 株 式	150	利 益 剰 余 金	1,222
長 期 貸 付 金	12	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,222
そ の 他	406	繰 越 利 益 剰 余 金	1,222
繰 延 資 産	21	自 己 株 式	△0
そ の 他	21	新 株 予 約 権	15
資 産 合 計	10,003	純 資 産 合 計	1,753
		負 債 純 資 産 合 計	10,003

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2023年1月1日から
2023年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		4,014
売 上 原 価		3,152
売 上 総 利 益		861
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		632
営 業 利 益		229
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1	
受 取 家 賃	9	
受 取 手 数 料	200	
そ の 他	14	226
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	62	
そ の 他	17	80
経 常 利 益		376
特 別 損 失		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	200	200
税 引 前 当 期 純 利 益		176
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	107	
法 人 税 等 調 整 額	△69	38
当 期 純 利 益		137

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月24日

株式会社ウィル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィルの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月24日

株式会社ウィル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィルの2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月26日

株式会社ウィル 監査役会

常勤監査役 宮 前 いずみ ㊟

社外監査役 垂 谷 保 明 ㊟

社外監査役 赤 澤 敬 之 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大及び財務体質の強化を目的とした内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

また、当社は、2023年10月1日に創業30周年を迎えました。つきましては、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を表するため、普通配当16円50銭に記念配当3円50銭を加え、当期の期末配当は1株につき20円00銭とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき20円00銭 総額228,698,680円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年3月29日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	さか ね かつ ゆき 坂 根 勝 幸 (1974年8月1日)	1997年4月 当社入社 2005年1月 当社流通営業第2グループマネージャー就任 2006年8月 当社取締役就任 2007年1月 当社流通営業グループマネージャー（営業統括担当）就任 2008年1月 (株)ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役就任 2014年4月 当社代表取締役就任 2016年10月 (株)ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役就任（現任） 2018年3月 (株)ウィル空間デザイン取締役就任（現任） (株)リノウエスト取締役就任（現任） (株)遊取締役就任 (株)ウィルスタジオ取締役就任（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2019年12月 (株)部活のみかた取締役就任 2021年9月 (株)部活のみかた代表取締役就任（現任）	67,600株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	とも の いずみ 友野 泉 (1976年12月16日)	1999年4月 当社入社 2005年1月 当社総務グループマネージャー就任 2005年3月 当社取締役就任(現任) 2005年11月 (株)リノウエスト監査役就任 2008年1月 (株)ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ監査役就任 2011年3月 当社代表取締役就任 (株)ウィル空間デザイン取締役就任(現任) 2013年11月 (株)遊取締役就任 2014年1月 (株)リノウエスト取締役就任(現任) (株)ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役就任 2014年7月 (株)ウィルスタジオ取締役就任(現任) 2016年10月 (株)ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ代表取締役就任(現任) 2019年12月 (株)部活のみかた取締役就任(現任)	157,800株
3	さ とう しんじろう 佐藤 慎二郎 (1976年6月30日)	1999年4月 当社入社 2010年1月 当社LDグループマネージャー就任 2010年3月 (株)ウィル空間デザイン取締役就任 2011年3月 当社取締役就任(現任) 2011年12月 (株)リノウエスト取締役就任 2013年11月 (株)遊代表取締役就任 2018年3月 (株)ウィル空間デザイン代表取締役就任(現任) (株)リノウエスト代表取締役就任(現任) 2021年9月 (株)部活のみかた取締役就任(現任)	71,200株
4	※ じん の まさ かず 神野 正和 (1977年10月15日)	2002年4月 当社入社 2010年1月 当社流通営業第2グループマネージャー就任 2018年1月 当社流通営業中部グループマネージャー就任 2022年1月 当社流通営業東京圏グループマネージャー就任(現任)	100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	※ たなか しんじ 田中真次 (1980年6月21日)	2003年4月 当社入社 2014年1月 当社流通営業第3グループマネージャー就 任 2018年1月 当社流通営業関西グループマネージャー就 任(現任)	10,000株
6	おくだ てっひさ 奥田哲久 (1961年8月20日)	1985年4月 (株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 2000年12月 社会保険労務士資格取得 2001年9月 奥田労務経営事務所代表就任 2006年9月 (株)J-STATION代表取締役就任(現任) 2016年3月 当社社外取締役就任(現任) 2021年1月 社会保険労務士法人さくら労務代表社員就 任	一株
7	たなか つよし 田中豪 (1969年8月5日)	1995年10月 中央監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 2007年4月 田中公認会計士事務所代表就任(現任) 2008年1月 税理士登録 2015年6月 (株)スーパーツール社外監査役就任 2015年9月 船場中央税理士法人パートナー就任(現任) 2016年3月 当社社外取締役就任(現任) 2018年6月 (株)スーパーツール社外取締役(監査等委 員)就任(現任) 2022年3月 (株)平田タイル社外取締役就任(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 奥田哲久氏及び田中豪氏は、社外取締役候補者であります。
4. 奥田哲久氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 同氏はコンサルティング会社の経営に長年携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識と、特定社会保険労務士としての高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
5. 田中豪氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- 同氏の公認会計士及び税理士としての豊富な経験、企業会計、税務に関する高度な専門的知識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
- なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に参与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
6. 奥田哲久氏及び田中豪氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって奥田哲久氏が8年、田中豪氏が8年となります。
7. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、奥田哲久氏及び田中豪氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、奥田哲久氏及び田中豪氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役赤澤敬之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
い おく けい すけ 井 奥 圭 介 (1960年2月9日)	1987年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 山本・赤沢法律事務所(現赤沢・井奥法律事務所)入所 2000年4月 同事務所代表就任(現任) 2011年1月 大阪地方裁判所鑑定委員就任(現任) 2012年9月 京都大学法科大学院講師就任(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井奥圭介氏は、社外監査役候補者であります。
3. 井奥圭介氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
- なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 井奥圭介氏が監査役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 井奥圭介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第4号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

2023年10月1日をもって取締役会長を辞任した当社創業者伊知地俊人氏に対し、創業以来、長年におたり当社の経営を牽引してきた同氏の功績や在任中の功労に報いるため、創業者功労金として200百万円を贈呈いたしたいと存じます。

本議案は取締役会において十分検討を行っており、本議案の内容については相当であると判断しております。

なお、その贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

創業者功労金贈呈の対象となる伊知地俊人氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
い ち じ し ゅ ん じ 伊 知 地 俊 人	1993年10月 ウィル不動産販売（現株ウィル）創業 1995年6月 当社設立 代表取締役社長就任 2014年4月 当社取締役会長就任 2023年10月 当社取締役会長退任

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

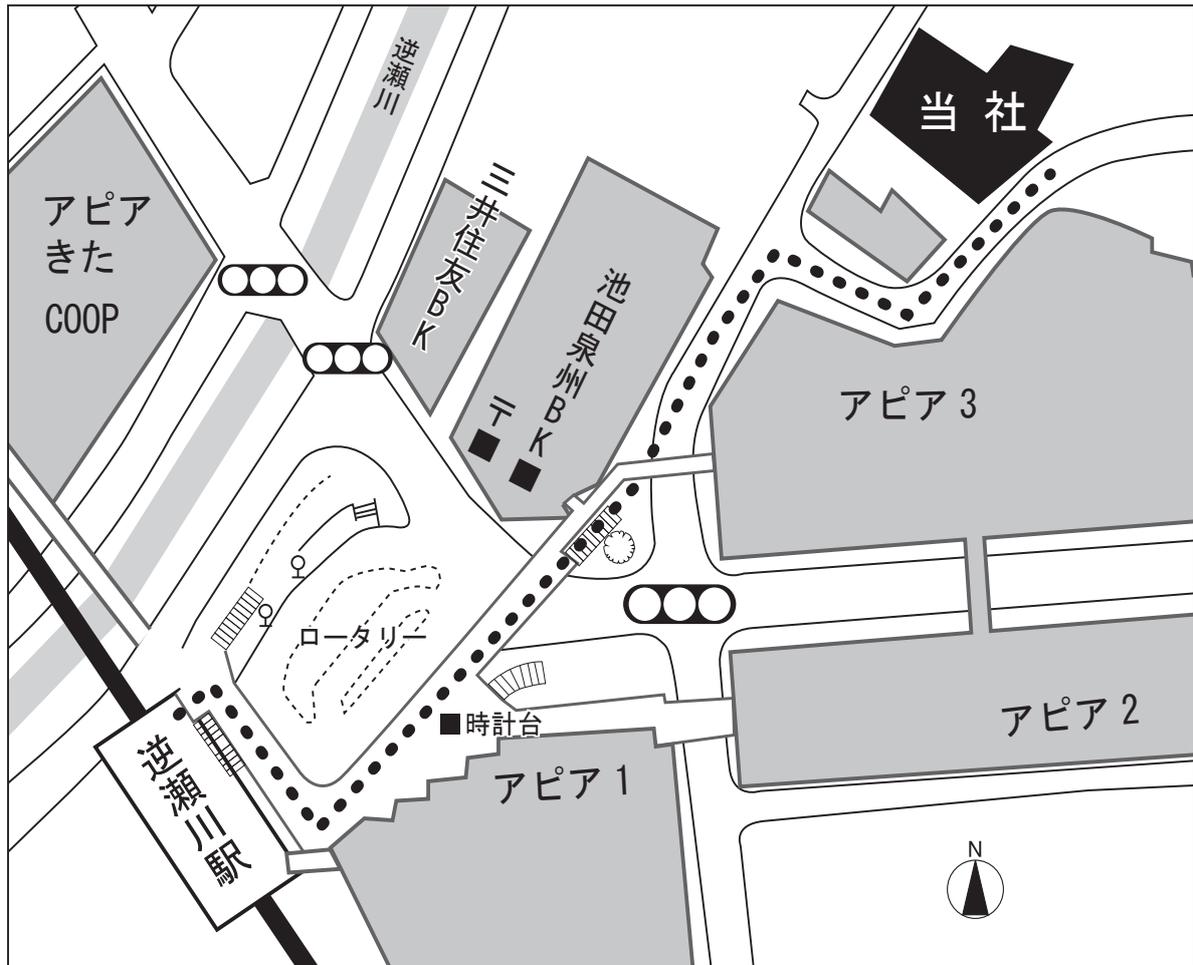
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番39号
当社3階会議室
TEL 0797-74-7272

株主総会にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



当社のご案内

阪急「逆瀬川」駅下車。東口の階段を降り、時計台の前を通り、陸橋を渡ったところの階段を降りてください。
点線の通りにお越しいただければ3分ほどで到着します。

交通のご案内

阪急今津線逆瀬川駅下車 徒歩約3分

※阪急西宮北口駅からお越しの場合、宝塚行きのホーム（6番か7番線）をご利用ください。阪急今津線には「今津行き」と「宝塚行き」の2種類のホームがございますので、ご注意ください。

※ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
お車でお越しの場合は、お近くのコインパーキングをご利用ください。